

令和元年

1 2月市議会定例会意見書案

議案会第4号	豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた 支援を求める意見書	3
議案会第5号	国土強靱化対策の強化を求める意見書	5
議案会第6号	取り調べ可視化対象の拡大を求める意見書	8
議案会第7号	精神障害者を対象とした運賃等の割引制度の適用を求める 意見書	11

議案会第4号

地方自治法第99条の規定により、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求めることに関し、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和元年12月13日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた
支援を求める意見書

本市は、愛知県の東部にあり、静岡県との県境に位置し、北東部には高規格幹線道路の東名高速道路が通っております。

この地域に最も近い東名高速道路のインターチェンジ間隔は、三ヶ日 I C（静岡県）と、豊川 I C（愛知県）間の 17.8 km であり、我が国の高速道路における平均インターチェンジの間隔である約 10 km の約 1.8 倍となっております。

隣接する新城市も含めこの地域には、4 か所の工業団地や運送業などの企業が立地しておりますが、高速道路インターチェンジへのアクセスに時間を要するため、インターチェンジ周辺地域と比べると、就業者数や事業所数などが減少し、生産性が低下してきております。

そのため、本市としては、これらの課題を解決する手法として、新たなインターチェンジである「豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）」の設置を熱望しております。

本市ではこれまで、新城市と共同でスマートインターチェンジの実現へ向けた計画検討・調整を行ってまいりました。その結果、令和元年 9 月 27 日に、国土交通省において準備段階調査箇所への採択となりました。

よって、国におかれましては、当地域の実情を御賢察いただき、「豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）」の早期実現のため、引き続き下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現へ向けた支援を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 12 月 13 日

豊 橋 市 議 会

国 土 交 通 大 臣 あて

議案会第5号

地方自治法第99条の規定により、国土強靱化対策の強化を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に対し、意見書を提出する。

令和元年12月13日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

国土強靱化対策の強化を求める意見書

本市は、平成26年3月に「南海トラフ地震防災対策推進地域」「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、防災・減災に向けて津波避難対策を初めとしたさまざまな地震対策を講じています。

また、平成29年3月には「豊橋市地域強靱化計画」を策定し、風水害を含めた大規模災害への対策を進めています。

近年、全国各地では風水害や地震を初めとする自然災害が頻発化・激甚化しており、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、本市においても一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

国においては、防災のための重要インフラ等の機能維持や、経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が取りまとめられました。

本市においても、発生が危惧される南海トラフ地震や大規模な自然災害から市民の生命・財産を守るため、防災・減災、国土強靱化対策の目標を確実に達成できるよう、3か年緊急対策後も継続して十分な財源を確保するとともに、さらなる対策の強化が求められることから、国による継続的な支援が必要不可欠です。

よって、国におかれましては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するために必要な予算の総額確保を図ること
- 1 3か年緊急対策後も、継続して国土強靱化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること
- 1 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること

- 1 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

豊橋市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		
国土強靱化担当大臣 内閣府特命担当大臣(防災)		

議案会第6号

地方自治法第99条の規定により、取り調べ可視化対象の拡大を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官に対し、意見書を提出する。

令和元年12月13日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

取り調べ可視化対象の拡大を求める意見書

2016年の通常国会で「刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、本年6月1日よりこの法律が施行されました。取り調べの可視化は、密室での取り調べによって生じる捜査官の脅迫・誘導等による自白強要や虚偽自白を抑止することが期待されて導入されるものですが、裁判員裁判対象事件、検察が独自に捜査する事件の取り調べに対してのみ、録音録画（可視化）が義務づけられており、本法による取り調べの録音録画の義務対象事件は、全刑事事件のうちわずか3%にとどまるものと推測されております。刑事訴訟法改正議論の契機となった氷見事件や志布志事件、郵便不正事件等の冤罪事件も本法の対象とはなっておらず、法改正の趣旨を十分に満たしているとは言えず、極めて限定的な可視化と言わざるを得ません。

取り調べ可視化導入の原点に立ち返るならば、罪の軽重にかかわらず、公判廷に提出される全ての供述調書が適正な取り調べを通じて収集されたものであり、任意性・信用性ともに認められるものであることが事後検証でき得る制度、すなわち全事件に対し、全過程を可視化することを原則とする必要があります。

また、今回の刑事訴訟法改正によって、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」「刑事免責制度」、いわゆる司法取引制度も導入されますが、司法取引が冤罪を生んでいるという指摘を踏まえれば、その過程を事後検証できるようにすることも必要です。

よって、国におかれましては、取り調べの録音・録画対象事件を早急に拡大するとともに、全過程を録音・録画することとなるよう、法整備及び財政支援を含めた環境整備を講じるべく、特段の措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

} あて

議案会第7号

地方自治法第99条の規定により、精神障害者を対象とした運賃等の割引制度の適用を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和元年12月13日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

精神障害者を対象とした運賃等の割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、精神障害者を身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義した上で、障害者の自立及び社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等における移動への経済的な支援が必要不可欠であり、現在、身体障害者及び知的障害者に対しては鉄道・バスの運賃や高速道路料金等の割引制度が実施されており、移動に関する経済的負担の軽減が図られています。

一方、精神障害者に対しては、幾つかの都市の公営交通、一部の私鉄などで身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されているものの、公共交通機関等の全体としては運賃等の割引制度が適用されているとは言えず、精神障害者の自立と社会参加を促進する上で大きな課題となっています。

我が国では、障害者の権利に関する条約の締結や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行など、障害者のための制度改革が進められてきており、精神障害者の運賃割引を開始するなど、一定の進展が見られたところではあります。

しかし、全国に輸送網を持つJRや大手私鉄、高速道路等においてはいまだ導入が進んでおらず、さらなる働きかけが求められています。

よって、国におかれましては、精神障害者を対象とした運賃等の割引制度の適用に向け、以下の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 障害者に対する運賃等の割引制度において、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同等に適用対象とするよう、公共交通事業者等にさらなる働きかけを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} あて